（前のページより続き）

〔人事異動〕
法務省　二
〔叙位・叙勲〕　一〇
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕
官庁事項　九
令和五年度国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況及び当該実施状況に対する林政審議会の意見の概要の公表について（農林水産省）　九
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　一〇
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　一〇
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　一〇
〔公　告〕
諸事項
官庁
国営土地改良事業の工事完了、登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止、登録個別信用購入あつせん業者の営業の廃止、登録を受けたクレジットカード番号等取扱契約締結事業者の営業の廃止関係　二
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　二
会社その他　二九

デジタル庁令

○デジタル庁令第七号

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）の施行に伴い、及び公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第二条第二項の規定に基づき、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令を次のように定める。

令和六年九月三十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則の一部を改正する庁令

公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則（令和三年デジタル庁令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（公的給付の支給等） **第二条**　法第二条第二項のデジタル庁令で定めるものは、次に掲げるものとする。 ［一～二十二　略］ 二十三　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当の支給（番号利用法情報提供省令第百八条第一号から第五号までに規定する事務に係るものに限る。） ［二十三の二～四十五　略］	（公的給付の支給等） **第二条**　［同上］ ［一～二十二　同上］ 二十三　児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）による児童手当又は特例給付の支給（番号利用法情報提供省令第百八条第一号から第五号までに規定する事務に係るものに限る。） ［二十三の二～四十五　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

（施行期日）

1　この庁令は、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年十月一日）から施行する。

（経過措置）

2　市町村長等（市町村長（特別区の区長を含む。）及び児童手当法第十七条第一項の表下欄に掲げる者をいう。）が、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法附則第二条第一項の給付の支給に関する事務を行う場合については、第二条第二十三号中「児童手当の」とあるのは、「児童手当又は子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法附則第二条第一項の給付の」とする。